

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(平成23年度上期報告)

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(平成23年度上期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成23年度の品質方針を設定し、電子掲示板により全社員に周知した。
(設定・周知は平成22年度下期に実施。)

4月6日、「品質保証大会」を開催し、当社社員及び協力会社の社員へ品質方針を再度周知した。

また、東日本大震災を踏まえ、品質方針を4月20日に改正し、4月21日、電子掲示板により全社員に周知した。

改正した品質方針については、品質方針携行カードを当社社員及び協力会社へ配布し、周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成23年度の品質目標を設定し、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。(設定・周知は平成22年度下期に実施)

また、東日本大震災を踏まえ「教育・訓練の充実」に係る品質目標に関して、中間管理職を対象とした他企業研修の計画を変更した。これに伴い、品質目標を6月13日に改正し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

更に、「関係法令及び保安規定の遵守」に係る品質目標に関して、品質保証室が制定した文書について保安規定等との関連を確認するための「品質保証室内規程類検討会の開催」を追加した。これに伴い、品質目標を7月25日に改正し、7月26日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成23年度の品質目標を設定し、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。(設定・周知は平成22年度下期に実施)

(3) 社長による評価

(品質保証室)

実施状況：社長は、品質保証室の第1回レビューを7月25日に実施した。

実施結果：第1四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マ

ネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

なお、今回の主な指示事項として「東日本大震災を踏まえた各事業部の震災対応項目については、内部監査でしっかり確認すること」、「新任役員や新規出向者に対し、当社の品質保証体制について、歴史的な変遷も含めてよく理解してもらうための取り組みを行うこと」があった。

(再処理事業部)

実施状況：社長は、再処理事業部の第1回レビューを8月2日に実施した。

実施結果：第1四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「1件の保安規定違反（監視すべき事項）の他、労働災害（再処理工場ボイラ建屋作業員の負傷等）が発生しているが、その他については業務計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

なお、今回の主な指示事項として「引続き、福島第一原子力発電所の事故については、何を学んで何をやるべきかを検討することが大事であり、対策を一つひとつ検討して改善が必要であれば改善すること」、「自分が担当する設備（業務）の重大事故は何かや発生した際の対応方法を全員が頭に叩き込み、実行出来るようにすること」があった。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「再処理施設保安規定」、「品質保証計画書（品質保証室）」及び関連文書（以下、「文書類」という）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、「再処理施設保安規定」、「再処理事業部 品質保証計画書」及び関連文書（以下、「文書類」という）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(品質保証室)

品質保証室長は、文書類に従い、品質保証に係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施したが、再処理施設に係る以下の不適合事象（保安規定違反）2件が確認された。

①操作員の技術・技能認定更新手続きの未実施

本事象は、統括当直長が、再処理施設の操作員である1名の当直員の技術・技能認定証の更新手続きを行わなかったことにより、その当直員が操作員の認定要件を満足していない状態で、再処理工場長が再処理施設の操作にあたらせていたものである。

本件は、本年6月17日に保安規定違反（監視すべき事項）との判定を受けた。

改善策として、技術・技能認定の更新手続きの実施状況を確認する仕組みを構築した。具体的には、新たに当直員データベースを作成し、当直支援グループにて当直員の技術・技能認定情報を管理し、統括当直長、当直長、当直支援グループで情報共有を行うこととし、6月末から運用を開始した。また、「再処理工場 操作員認定及び訓練操作細則」における操作員認定の更新条件の明確化（技術・技能認定の有効期限が切れた場合、操作員の認定を解除すること）を図るための改正を行なった。

②施設定期自主検査等実施結果の報告・通知手続きの未実施

本事象は、保安規定に定める施設定期自主検査等終了後の事業部長及び核燃料取扱主任者への報告、関係課長への通知の行為が、3年にわたって実施されなかったものである。

本件は、本年9月20日に保安規定違反（監視すべき事項）との判定を受けた。

施設定期自主検査等の計画および報告などの保安記録については、計画および報告の実績管理が必要であるため、3年にわたって報告および通知がなされなかった原因を究明し、これらの管理が確実に実施できる方法を検討し、今後運用する。

(6) 調達

再処理事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については、調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

(7) 内部監査

(品質保証室)

期間中（上期）の内部監査はなし。（下期に実施予定）

(再処理事業部)

実施状況：再処理事業部保安監査部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を7月から開始した。

(8) 不適合管理

(品質保証室)

期間中（上期）に発生した不適合はなかった。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。
期間中（上期）に発生した不適合等の件数：47件

(9) 是正処置及び予防処置

(品質保証室)

該当なし。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定に関すること、再処理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第12回品質保証マネジメント会議を9月13日に開催した。

(議題)

- ・事業の現状と今後について
- ・ヒューマンエラー防止に向けた取組み

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業部）を毎月開催するとともに、安全パトロールを毎月実施し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

3. 品質保証に係る顧問会

第17回品質保証に係る顧問会を8月26日に開催した。

(議題)

- ・品質保証活動の実績
- ・再処理事業部でのヒューマンエラー防止への取組みについて
- ・福島第一原子力発電所の事故を踏まえた全交流電源喪失時の訓練について

4. 品質保証体制の再構築に向けた取組み

品質保証室長及び再処理事業部長は、「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」の対策を実施した。

主な対策の実施状況は下記のとおり。

(品質保証室)

平成 22 年度の安全文化醸成に係るアンケート調査結果について、各室・事業部の課長以上の管理職へ報告を行った。本報告により、管理職に自部署の状況を把握してもらうとともに、評価結果に対する討議を促し、自部署内での認識を深めてもらうことができた。

(再処理事業部)

これまでの活動実績に基づく評価を実施し、各対策（事業部トップと中間管理職のコミュニケーション、リスク抽出、業務整理、他企業研修）の実施内容や方法について定着が図られつつあることが確認できた。今後、各対策が日常的な業務としてさらに定着させるべく活動を推進している。

5. その他

(1) 品質保証大会の開催

- ・ 4月6日に全社員を対象とした「品質保証大会」を開催した。

(参加者：約 1,500名 協力会社社員含む)

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：品質保証室及び再処理事業部は、ロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成23年度第1回定期監査を受けた。（監査実施日：品質保証室7月12日、再処理事業部7月11日から15日）

監査結果：（総合所見）

総合所見として「指摘事項」は観察されていない。一定レベルの品質マネジメントシステムが機能していると見ることができる」、「安全基盤強化に向けたアクションプランのうち、継続管理項目は一定の成果を得ており、日常活動に移行した項目に現時点で風化兆候はない」、「品質マネジメントシステム一般活動は総じて適切。随所でPDCA展開状況を確認した」との評価を得た。

（品質保証室）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」はなく、業務フローの運用に関する良好事例調査を行っての啓蒙活動について「良好事例を紹介するだけでなく、ほとんど意義のない業務フロー事例の紹介も啓蒙に有効である」など「提言事項」が2件あった。

（再処理事業部）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」はなく、「書類の改正内容の周知・徹底が不十分であり改善が望まれる」との「観察事項」が1件、業務フローの今後の活用について「再処理事業部においては、これまでに多数の業務フローが作成されているが、その改廃の要否、改廃時の管理方法の徹底、及び、特に今後の組織改正後の対応について検討を行うことが望まれる」など「提言事項」が2件あった。

（監査報告書については平成23年9月30日に提出済）

①平成23年度第1回定期監査報告書（全体総括）

（W02714539号-0）（平成23年9月9日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

②平成23年度第1回定期監査報告書（その1）「室」部門の監査結果

（W02714539号-1）（平成23年9月9日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

③平成23年度第1回定期監査報告書（その2）再処理事業部の監査結果

（W02714539号-2）（平成23年9月9日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

以 上